

佐賀市立城西中学校いじめ防止基本方針

第1章 基本理念

1 本校の基本的な考え方

本校では、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という基本認識に立ち、すべての生徒が安心感をもって学校生活を送ることができる学校づくりを推進する。

いじめは、生徒の人権や尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、決して許されるものではない。本校では、いじめへの対応だけでなく、いじめが起こりにくい学校づくりを重視し、未然防止を中心とした教育活動を展開する。また、『生徒指導提要（令和4年12月改訂）』を踏まえ、「発達支持的生徒指導」を基盤として、生徒一人一人の成長を支える教育活動の充実に努める。

2 本校が目指す学校づくり

本校では、次のような学校づくりに努める。

- (1) 生徒一人一人が安心感をもって学校生活を送ることができる学校
- (2) 違いを認め合い、互いを尊重し合うことができる学校
- (3) 生徒が安心して発言しやすい授業や学級づくりを大切にする学校
- (4) 生徒が自己存在感や自己有用感を感じられる学校
- (5) 生徒・保護者・地域・教職員が連携して生徒を支える学校

3 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、「遊び」「冗談」「いじり」とされる言動であっても、相手が苦痛を感じている場合はいじめとして捉える。

第2章 早期発見・早期対応

1 早期発見

いじめは、大人の見えにくいところで行われることがある。そのため本校では、定期アンケート（心の声）、教育相談、日常観察、Q U検査、保護者との連携、教職員間の情報共有等を通して、生徒の小さな変化を見逃さないよう努める。また、担任だけで抱え込まず、必要に応じて学年・学校全体で情報共有を図る。

2 いじめ発生時の対応

いじめが疑われる事案が発生した場合は、速やかに事実確認を行い、組織的な対応に努める。その際、被害生徒の心身の安全確保、被害生徒の思いに寄り添った対応、加害生徒への適切な指導、保護者との連携、再発防止等を重視する。また、周囲の生徒に対しても、相談することや周囲の大人へ知らせることの大切さについて指導を行う。

第3章 組織体制・連携

1 いじめ防止対策委員会

本校では、「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめ防止等に関する取組を推進する。

【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談主任、人権・同和教育主任、学年主任等
必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等との連携を図る。

2 家庭・地域との連携

本校では、「いじめ防止対策拡大委員会」を設置し、保護者や地域との連携を大切にしながら、生徒を見守る体制づくりに努める。コミュニティ・スクールとして、学校運営協議会、地域連携活動、保護者との情報共有等を通して、安心感のある学校づくりを進める。

3 教職員研修

教職員の人権感覚や対応力を高めるため、いじめ防止研修、情報モラル研修、事例研修、生徒理解研修等を実施する。また、教職員自身の言動が、生徒の安心感や人権を損なうことがないように、日常的に互いの指導を振り返るよう努める。

第4章 おわりに

生徒一人一人が、「学校が楽しい」「自分は大切にされている」「仲間と学ぶことができる」と感じられる学校づくりを、家庭・地域と連携しながら進めていく。